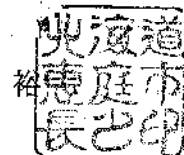


刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和7年5月30日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第23号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則
(恵庭市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部
改正)

第1条 恵庭市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則
(昭和43年規則第3号)の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第7条 (略)	第1条～第7条 (略)
(休業補償を行わない場合)	(休業補償を行わない場合)
第7条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。	第7条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
(1) 懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合	(1) 拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設(少年法(昭和23年法律第168号)第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。)に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律(昭和27年法律第286号)第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合
(2) (略)	(2) (略)

現行	改正案
第 7 条の 3～第 27 条 (略)	第 7 条の 3～第 27 条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(恵庭市消防団規則の一部改正)

第 2 条 恵庭市消防団規則（昭和 5 8 年規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条～第 10 条 (略)	第 1 条～第 7 条 (略)
(退職報償金支給の制限)	(退職報償金支給の制限)
第 11 条 条例第 16 条に規定する退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては不支給とする。	第 11 条 条例第 16 条に規定する退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては不支給とする。
(1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処された者	(1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処された者
(2)～(5) (略)	(2)～(5) (略)
第 12 条 (略)	第 12 条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(恵庭市功労者等表彰条例施行規則の一部改正)

第 3 条 恵庭市功労者等表彰条例施行規則（平成 1 1 年規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条～第 14 条 (略)	第 1 条～第 14 条 (略)
(欠格事項)	(欠格事項)
第 15 条 市長は、被表彰者が次の各号のいずれかに該当するときは、表彰することができない。	第 15 条 市長は、被表彰者が次の各号のいずれかに該当するときは、表彰することができない。
(1) <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者	(1) <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)
第 16 条・第 17 条 (略)	第 16 条・第 17 条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(恵庭市農業委員会の委員選任に関する規則の一部改正)

第 4 条 恵庭市農業委員会の委員選任に関する規則（平成 2 8 年規則第 5 6 号）の一部を

次のように改正する。

[illegible]

現行

様式第2号(第4条関係)

成沢町役場(第4条関係)

平成 年 月 日

成沢町長(第4条関係)様へ

敬啟者

成沢町長様におかれましては、下記の通り御座います。

記

1. 成沢町長(第4条関係)様へお送りする書類

(1) 成沢町長

成沢町長(第4条関係)	成沢町長(第4条関係)
成沢町長の住所	成沢町長の住所
成沢町長の氏名	成沢町長の氏名

2. 成沢町長(第4条関係)様へお送りする書類

成沢町長(第4条関係)	成沢町長(第4条関係)
成沢町長の住所	成沢町長の住所
成沢町長の氏名	成沢町長の氏名
成沢町長の住所(成沢町長の住所)	成沢町長の住所(成沢町長の住所)

3. 成沢町長(第4条関係)様へお送りする書類

成沢町長(第4条関係)	成沢町長(第4条関係)
成沢町長の住所	成沢町長の住所
成沢町長の氏名	成沢町長の氏名
成沢町長の住所(成沢町長の住所)	成沢町長の住所(成沢町長の住所)
成沢町長の住所(成沢町長の住所)	成沢町長の住所(成沢町長の住所)

4. 成沢町長(第4条関係)

成沢町長(第4条関係)

成沢町長(第4条関係)様へお送りする書類

成沢町長(第4条関係)様へお送りする書類

成沢町長(第4条関係)様へお送りする書類

成沢町長(第4条関係)様へお送りする書類

成沢町長(第4条関係)

改正案

様式第2号(第4条関係)

成沢町役場(第4条関係)

平成 年 月 日

成沢町長(第4条関係)様へ

敬啟者

成沢町長様におかれましては、下記の通り御座います。

記

1. 成沢町長(第4条関係)様へお送りする書類

(1) 成沢町長

成沢町長(第4条関係)	成沢町長(第4条関係)
成沢町長の住所	成沢町長の住所
成沢町長の氏名	成沢町長の氏名

2. 成沢町長(第4条関係)様へお送りする書類

成沢町長(第4条関係)	成沢町長(第4条関係)
成沢町長の住所	成沢町長の住所
成沢町長の氏名	成沢町長の氏名
成沢町長の住所(成沢町長の住所)	成沢町長の住所(成沢町長の住所)

3. 成沢町長(第4条関係)様へお送りする書類

成沢町長(第4条関係)	成沢町長(第4条関係)
成沢町長の住所	成沢町長の住所
成沢町長の氏名	成沢町長の氏名
成沢町長の住所(成沢町長の住所)	成沢町長の住所(成沢町長の住所)
成沢町長の住所(成沢町長の住所)	成沢町長の住所(成沢町長の住所)

4. 成沢町長(第4条関係)

成沢町長(第4条関係)

成沢町長(第4条関係)様へお送りする書類

成沢町長(第4条関係)様へお送りする書類

成沢町長(第4条関係)様へお送りする書類

成沢町長(第4条関係)様へお送りする書類

成沢町長(第4条関係)

- 2 この規則の施行前にされた行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行後にされた行為に対して、他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

4. 拘禁刑に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。